

## 参考資料

- |   |    |    |
|---|----|----|
| (1) 公開講演会資料<br>(江藤俊昭大正大学社会共生学部公共政策学科所掌資料) | …… | 1  |
| (2) 議員定数及び報酬に係る実態・統計資料<br>(芽室町議会運営委員会調整)  | …… | 6  |
| (3) 議員定数と報酬のあり方に関する検討手法・課題                | …… | 19 |

2021（令和3）年8月22日 芽室町議会公開講演会

## 議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費 ～これからの地方議会の報酬・定数を考える～

江藤俊昭(芽室町議会サポーター／大正大学社会共生学部公共政策学科教授)

### 〔いただいた課題〕

- ・投票率の低下、なり手不足から地方議会議員の役割を考える
- ・住民の福祉向上のために「動く議会」となるための条件
- ・「報酬・定数」をどう議論すべきか

### 〔議銀報酬・定数についての視点〕

- ① 従来だったらどうでもいい（高くても安くても）
- ② 新たな議会を目指すために重要な条件整備
- ③ 行政改革の論理（効率性）ではなく議会改革の論理を（地域民主主義の実現）：持続的民主主義

### ④ 本日の講演会内容

- ⑤ 第1セッション：議会・議員をめぐる動向
- ⑥ 第2セッション：報酬・定数・政務活動費（条件）を考える原則
- ⑦ 第3セッション：報酬を考える視点
- ⑧ 第4セッション：定数を考える視点
- ⑨ 第5セッション：政務活動費を考える視点
- ⑩ 第6セッション：芽室町議会への期待

### 【なり手不足をめぐる動向】

議員のなり手不足→議会・議員の向上：住民の信頼度を高める

表 なり手不足の要因と解消の方途

なり手不足の要因	意欲の有無	解消の方途
魅力の減退〔不透明、非活発等〕	無： ならない	住民と歩む議会、住民福祉の向上に貢献する議会の創造
条件の悪さ〔報酬の低さ、定数減により当選ラインの上昇等〕		議員報酬の増額、議会事務局の充実
地域力の減退〔立候補予備軍の衰退（高齢化、自営業・農業の変化）〕	有： なれない	住民福祉の向上につなげる議会による地域活性化
法制度の拘束（兼職・兼業禁止等）		現場からの法改正提案

注：「意欲の有無」は、住民が立候補する際の意欲である。

これらの要因（「ならない」と「なれない」）を念頭におけば、議会改革の本道である議会基本条例に刻まれた議会を作動させる、それを「住民福祉の向上」につなげることにより議会・議員の魅力を向上させることがなり手不足解消の起点となる。それが地域力アップの可能性を広げ、それらによって住民の信頼を勝ち取り、それが議員報酬の増額等の条件整備につながる。こうした活動によって、現行法の問題点を明確にして議会改革をもう一步進める法改正を可能とする。

**【地方議会をめぐる新たな動向】**

<議会改革の本史への突入と第2ステージ>

表1 議会改革と住民との関係

議会改革の段階		改革方向	住民との関係
前史（議会活性化）		一問一答方式、対面式議場、委員会の公開等	個別の努力
本史	第1ステージ	住民と歩む議会等の新たな議会運営	議会基本条例
	第2ステージ	住民の福祉向上につなげる	議会からの政策サイクル

<第1ステージ：住民自治原理の実現>

「思いつきではない」改革

・地方自治の原理に由来（二元制→首長と議会の政策競争・議会の意思を示すための議員間討議、直接民主制の導入→議会にも行政にも多様な住民参加）

・「住民自治の根幹」としての議会（地域経営にとって重要な権限は議会（自治法96）→「住民自治の根幹」だから→多様性、論点の明確化・合意可能性、世論形成といった役割（合議制）を担うから）

\*形式＝運営の改革から内容（実質）＝住民の福祉向上

<議会からの政策サイクルの実践>

議会からの政策サイクルの実践例（飯田市議会、会津若松市議会、可児市議会、大津市議会、犬山市議会、芽室町議会等）

\*飯田市議会の初期の実践（これが広がり創意工夫を）

**【小規模議会をめぐる地制調、総務省研究会の動向→議会改革をめぐる新たな正念場】**

<第32次地方制度調査会答申（2021年）（第5章地方議会）>

<総務省研究会「地方議会・議員のあり方に関する研究会」（2021年）（三議長会も構成員となり現実的）>

議員報酬については、主として小規模市町村において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの議論がある。

議員報酬の額は条例で定めることとされていることから、議員報酬の水準については、各議会において説明責任を果たしながら自主的に決定する必要があるが、議員のなり手不足に直面する地方公共団体の中には、議員報酬の水準の検討に当たり、議員の活動量と長の活動量を比較し、その割合を基に、住民と向き合い適正な水準について議論するなどの積極的な対応を講じている事例もある。

議員のなり手不足に直面する地方公共団体においては、こうした事例も踏まえつつ、現在の議員報酬の水準が議会における人材確保の観点から適正な水準を下回ると考えられる場合には、住民の理解を得ながら、地域の実情や議員の活動の状況、物価の動向等に応じ、議員報酬の水準のあり方を検討することが考えられる。その際には、その待遇が議会や議員の活動に見合うものであることについての住民の理解と信頼が前提になることに留意する必要がある。

なお、小規模市町村を中心に政務活動費が支給されていない団体があるが、政務活動費は条例の定めるところにより交付することができることとされていることから、議員の活動の実態を踏まえて、活用を検討することも考えられる。

\* 第 32 次地方制度調査会答申

<多様性：政治分野における男女共同参画法（2019 年）（2021 年）>

- ① 政党の役割
- ② 自治体（教育委員会・選挙管理委員会（議会として充実させるように提案）、議会・議会事務局による主権者教育）（浦幌町議会事務局により立候補志望者への研修、議会サポーターの位置づけ（政策監視の支援という視点だけではなく））
- ③ 議会も名宛人

\* 議会の会議規則の改正（欠席事由の拡大：出産、育児、介護、看病等）

<自由民主党地方議会課題 PT（政府へ（制度改革（議委のあり方等）、政党・国会へ、議会・議長会へ）>

**議会改革の大きなうねり：法制度改革（分権改革）→議会改革の急展開（議会基本条例等）→法制度改革**

【議員報酬・定数・政務活動費を考える 7 つの原則】

- ① 自治体のポリシーで決める
- ② 定数と報酬は別の論理
- ③ 行政改革の論理と議会改革の論理はまったく別
- ④ 持続的・地域民主主義の実現（将来議員になる住民の条件としても考える）

- ⑤ 住民の支援を考える（政策提言・監視にかかわる住民）
- ⑥ 住民とともに考える（シンポジウム開催、審議会）
- ⑦ 変更する場合、十分な周知期間が必要

#### 【議員報酬を考える視点】

<原則>

原価方式（会津若松市議会方式）がベター  
（成果方式、類似方式、（身分方式））

- \* 住民と議論する素材として活用→財政を意識、成果を意識
- \* 自己評価でも住民福祉の成果を示すことが必要→成果を意識

<5つの留意点>

- ① 時間給でも給与でもない（公選職）
- ② 活動量によって変化する可能性
- ③ 夜間議会の可能性（日本の地方自治体の活動量とそれを監視し政策提言する議会の役割を再確認、夜間議会の可能性はあるとしても労働法制等の改正がなければ議会力の弱体化に）
- ④ 期末手当（給与とは連動しない、独自の論理が必要）、その他の手当は今後議論（育児手当等）
- ⑤ 報酬を区分する発想は客観的基準（議長・副議長等）以外、妥当ではない（成果主義、期数）か、次善の策（年齢）か、慎重な議論が必要（日当制）。

\* 報酬を区分する発想

#### 【定数を考える原則と留意点】

<原則>

討議できる人数

- \* 委員会数×少なくとも7. 8人、本会議主義の場合10~15人
- \* 現行では多様性の要素を加味してその数にプラス
- \* 人口原則：芽室町の現在の人数で換算すると26人（-10人、削減率38. 5%）
- \* <少人数による機動的、多数による多様性強調>は採用しない。

<5つの留意点>

- ① 委員会数の確定（まずは一般会計規模）
- ② 委員会の複数所属は慎重に（委員会の調査能力を弱体化、ただし小規模議会では次善の策）
- ③ 面積要件の加味（多様性を重視：中山間地域出身議員を少なくとも委員会に複数配置）
- ④ 住民参加によって議員力をアップ（委員会的なもの・研究会に住民が参加：定数の少なさを補完）

議長のカウント（原則にプラス1として、議長を全体のリーダーに）

【政務活動費の考え方：成果指標（視察の3つの報告）】

- (1) 政務活動費を考える視点：監視政策提言機能の強化（第二報酬ではない）：報酬との差別化を
- (2) 透明性の強化
- (3) 活動指標と成果指標：何を行ったかとともにどう役立ったかを（三点セット）
  - ① 地域課題との関連
  - ② 視察自治体の活用
  - ③ いつ活用するか

\*条件整備+2

- (1) 議会事務局
- (2) 議会図書室

【芽室町議会への期待】

<住民と考える意味>

- (1) 住民の問題
- (2) 知れば理解する条件（総社市、真庭市、飯綱町等）
- (3) 全国町村議会議長会報告書から
- (4) 特別職報酬等審議会とのかかわり：議会側からの検討との関係

<新シビル・ミニマムをめぐる議論による地域経営>

議論を巻き起こすテーマ（新シビル・ミニマム、ビフォー・コロナではない地域社会）：政治への関心

表 シビル・ミニマムの変遷

【シビル・ミニマム（1960年代～1970年代）】社会資本充実運動	【政治化】政治への関心増加・行政への市民参加→住民の政治的関心向上（投票率上昇）
【脱シビル・ミニマム（1980年代～2000年代）】シビル・ミニマム達成（シビルオペティマム→合意の困難性、民間へ→公的空間の問題からの離脱）	【脱政治化】政治への関心希薄・行政改革（民間委託等）→住民の政治的関心減少（投票率下降）
【新シビル・ミニマム（2010年代）】シビル・ミニマムが問われる（公共施設の統廃合）→合意形成による住民自治、非合意による住民間対立の激化か	【再政治化】政治への関心増加・議会や行政への住民参加→住民の政治的関心向上（投票率上昇）

注：新シビル・ミニマムの時代は予測。

## 常任委員会実態調

(令和2年7月1日現在)

NO	町村名	議員 定数 (人)	複数 所属	委員会名及び委員数							
				名 称	委員数	名 称	委員数	名 称	委員数	名 称	委員数
1	音更町	20		総務文教	6	経済建設	6	民生	6		
2	士幌町	12		総務文教	6	産業厚生	5				
3	上士幌町	11		総務文教厚生	5	産業経済建設	5				
4	鹿追町	11	○	総務文教	5	産業厚生	5	広報広聴	10		
5	新得町	12	○	総務厚生	5	産業文教	6	広報広聴	6		
6	清水町	13	○	総務文教	6	産業厚生	6	広報広聴	6		
7	芽室町	16		総務経済	7	厚生文教	8				
8	中札内村	8	○	総務厚生	5	産業文教	4				
9	更別村	8	○	総務厚生	5	産業文教	5				
10	大樹町	12	○	総 務	6	経 済	6	広報広聴	11		
11	広尾町	13		総 務	6	産 業	6				
12	幕別町	19	○	総務文教	6	民生	6	産業建設	6	広報広聴	9
13	池田町	12		総務産業	6	文教厚生	5				
14	豊頃町	9	○	総務文教	5	産業厚生	5				
15	本別町	12	○	総務	6	産業厚生	5	広報広聴	5		
16	足寄町	13	○	総務産業	6	文教厚生	6	広報広聴	12		
17	陸別町	8	○	総 務	4	産 業	5				
18	浦幌町	11		総務文教厚生	5	産業建設	5				

## 十勝管内議会概要

NO	人口区分 (※1)	町村名	住基人口 (人) R3.11.30	議員定数 (人)	人口÷定数 (議員1人当たりの人口)	議会運営委員会	常任委員会		
						開催延日数 (※2)	設置数	複数所属	開催延日数 (※2)
1	E	音更町	43,486	20	2,174	16	3		38
2	B	士幌町	5,951	12	496	9	2		11
3	A	上士幌町	4,940	11	449	17	2		30
4	B	鹿追町	5,239	11	476	21	3	○	66
5	B	新得町	5,717	12	476	8	3	○	34
6	B	清水町	9,177	13	706	14	3	○	46
7	D	芽室町	18,168	16	1,136	26	2		56
8	A	中札内村	3,907	8	488	6	2	○	13
9	A	更別村	3,167	8	396	13	2	○	10
10	B	大樹町	5,425	12	452	15	3	○	22
11	B	広尾町	6,360	13	489	5	2		10
12	E	幕別町	26,280	19	1,383	27	4	○	54
13	B	池田町	6,300	12	525	23	2		19
14	A	豊頃町	3,091	9	343	5	2	○	16
15	B	本別町	6,547	12	546	17	3	○	39
16	B	足寄町	6,540	13	503	23	3	○	22
17	A	陸別町	2,285	8	286	17	2	○	13
18	A	浦幌町	4,423	11	402	26	2		19

(令和3年12月17日現在「十勝町村議会議長会事務局」作成)

(議会運営委員会及び常任委員会情報／令和2年7月1日現在「町村議会実態調査(北海道町村議会議長会)」作成資料引用)

※1 人口区分

A: 4,999人以下／B: 5,000人以上9,999人以下／C: 10,000人以上14,999人以下／D: 15,000人以上19,999人以下／E: 20,000人以上

※2 常任委員会開催延日数 会期中＋閉会中の合計



## 政務活動費交付一覧

(令和2年7月1日現在)

NO	人口区分 (※1)	振興局	町村名	住基人口 (人)	議員定数 (人)	会派	支給対象		交付方法			一人あたり 交付額 (月額換算/円)
							会派	議員	四半期	1年	その他	
1	D	石狩	当別町	15,737	15	有	○	○		○		10,000
2	A	渡島	福島町	3,890	10	無		○		○		10,000
3	A	檜山	上ノ国町	4,652	9	無		○		○		10,000
4	B		今金町	5,112	12	無		○		○		10,000
5	B		せたな町	7,653	12	無		○			○	10,000
6	A	後志	京極町	2,933	10	無		○		○		10,000
7	B	空知	南幌町	7,451	11	無		○			○	8,000
8	C		長沼町	10,533	14	無		○		○		8,000
9	C		栗山町	11,541	12	無		○	○			20,000
10	C	上川	東神楽町	10,172	12	無		○		○		10,000
11	A		上川町	3,467	11	無		○		○		10,000
12	B		東川町	8,288	12	無	○	○		○		13,333
13	A		美深町	4,145	11	無		○		○		13,000
14	D	オホーツク	美幌町	19,031	14	有		○		○		20,000
15	A	胆振	豊浦町	3,810	8	有		○	○			20,000
16	E	十勝	音更町	44,142	20	有	○			○		8,333
17	B		鹿追町	5,268	11	有	○	○	○			10,000
18	D	釧路	釧路町	19,453	16	有	○	○		○		15,000

(令和2年7月1日現在「町村議会実態調査資料」引用)

※1 人口区分 A: 4,999人以下/B: 5,000人以上9,999人以下/C: 10,000人以上14,999人以下/D: 15,000人以上19,999人以下/E: 20,000人以上

## 費用弁償支給一覧

NO	人口区分 (※1)	町村名	本会議			委員会			協議調整(法100条12)		
			実費	支給なし	その他	実費	支給なし	その他	実費	支給なし	その他
1	E	音更町		○			○			○	
2	B	士幌町		○			○			○	
3	A	上士幌町		○			○			○	
4	B	鹿追町		○			○			○	
5	B	新得町		○			○			○	
6	B	清水町	○			○			○		
7	D	芽室町		○			○			○	
8	A	中札内村		○			○			○	
9	A	更別村		○			○			○	
10	B	大樹町		○			○			○	
11	B	広尾町		○			○			○	
12	E	幕別町		○			○			○	
13	B	池田町		○			○			○	
14	A	豊頃町		○			○			○	
15	B	本別町		○			○			○	
16	B	足寄町		○			○			○	
17	A	陸別町		○			○			○	
18	A	浦幌町		○			○			○	

(令和2年7月1日現在「町村議会実態調査資料」引用)

※1 人口区分 A: 4,999人以下 / B: 5,000人以上9,999人以下 / C: 10,000人以上14,999人以下 / D: 15,000人以上19,999人以下 / E: 20,000人以上

## 報酬・期末手当一覽

NO	人口区分 (※1)	町村名	月額報酬・給料月額(単位:円)						期末手当(支給月数)				年額報酬(単位:円)		
			議長	副議長	議員	常任委員長	議運委員長	町村長	6月	12月	計	加算率 (%)	議長	副議長	議員
1	E	音更町	397,000	321,000	281,000	290,000	290,000	859,000	2.15	2.15	4.30	0	6,471,100	5,232,300	4,580,300
2	B	士幌町	310,000	245,000	195,000	218,000	218,000	750,000	0.00	4.45	4.45	0	5,099,500	4,030,250	3,207,750
3	A	上士幌町	261,000	210,000	165,000	187,000	187,000	740,000	2.225	2.225	4.45	15	4,467,668	3,594,675	2,824,388
4	B	鹿追町	300,200	236,550	194,750	213,750	213,750	712,500	2.15	2.15	4.30	0	4,893,260	3,855,765	3,174,425
5	B	新得町	296,000	233,000	188,000	208,000	208,000	766,000	2.225	2.225	4.45	15	5,066,780	3,988,378	3,218,090
6	B	清水町	275,000	219,000	183,000	195,000	195,000	700,000	1.375	3.075	4.45	0	4,523,750	3,602,550	3,010,350
7	D	芽室町	306,000	244,000	204,000	224,000	224,000	772,000	4.10	0.00	4.10	0	4,926,600	3,928,400	3,284,400
8	A	中札内村	267,000	211,000	169,000	188,000	188,000	682,000	2.15	2.15	4.30	15	4,524,315	3,575,395	2,863,705
9	A	更別村	258,000	203,000	162,000	181,000	181,000	690,000	1.10	3.40	4.50	0	4,257,000	3,349,500	2,673,000
10	B	大樹町	286,000	227,000	185,000	203,000	203,000	725,000	2.225	2.225	4.45	15	4,895,605	3,885,673	3,166,738
11	B	広尾町	294,000	235,000	185,000	210,000	210,000	740,000	2.175	2.175	4.35	0	4,806,900	3,842,250	3,024,750
12	E	幕別町	323,000	258,000	212,000	231,000	231,000	830,000	2.15	2.15	4.30	0	5,264,900	4,205,400	3,455,600
13	B	池田町	296,000	234,000	185,000	204,000	204,000	732,000	2.225	2.225	4.45	0	4,869,200	3,849,300	3,043,250
14	A	豊頃町	281,000	225,000	185,000	202,000	202,000	720,000	2.225	2.225	4.45	15	4,810,018	3,851,438	3,166,738
15	B	本別町	292,000	230,000	185,000	193,800	193,800	709,650	2.075	2.075	4.15	0	4,715,800	3,714,500	2,987,750
16	B	足寄町	300,000	235,000	188,000	210,000	210,000	740,000	2.125	2.325	4.45	0	4,935,000	3,865,750	3,092,600
17	A	陸別町	286,000	217,000	175,000	192,000	192,000	680,000	2.225	2.225	4.45	0	4,704,700	3,569,650	2,878,750
18	A	浦幌町	318,000	254,000	212,000	233,000	233,000	700,000	2.15	2.15	4.30	0	5,183,400	4,140,200	3,455,600

(令和3年12月17日現在「十勝町村議会議長会事務局」作成)

(常任委員長・議運委員長・町村長情報／令和2年7月1日現在「町村議会実態調査(北海道町村議会議長会)」作成資料引用)

※1 人口区分 A: 4,999人以下／B: 5,000人以上9,999人以下／C: 10,000人以上14,999人以下／D: 15,000人以上19,999人以下／E: 20,000人以上

## 芽室町議会議員報酬の変遷

施行時期	報酬月額(円)				⑤期末手当 (支給率/100)	⑥町長給料	町長給料に対する 議員報酬比率 (④/⑥)
	①議 長	②副議長	③委員長	④議 員			
平成8年4月1日	330,000	264,000	236,000	211,000	520.00	935,000	22.6
(議員との報酬比率)	①/④ 1.564	②/④ 1.251	③/④ 1.118	④/④ 1.000			
平成17年4月1日	278,000	238,000	214,000	198,000	300.00	795,000	24.9
(議員との報酬比率)	①/④ 1.404	②/④ 1.202	③/④ 1.081	④/④ 1.000			
平成25年4月1日	278,000	238,000	214,000	198,000	300.00	787,000	25.1
(議員との報酬比率)	①/④ 1.404	②/④ 1.202	③/④ 1.081	④/④ 1.000			
平成27年5月1日	306,000	244,000	224,000	204,000	410.00	771,000 ※772,000 (H28.4~)	26.4
(議員との報酬比率)	①/④ 1.500	②/④ 1.196	③/④ 1.098	④/④ 1.000			

### 芽室町議会会議数の変遷

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
定例会議	16	19	17	14	13	15
臨時会議	4	2	4	5	5	8
①本会議計(日)	20	21	21	19	18	23
全員協議会	13	14	12	10	15	18
議会運営委員会	34	33	30	28	30	35
常任委員会	52	48	71	39	46	49
合同委員会 (審査会含)	7	9	6	7	9	7
特別委員会	17	28	21	20	11	15
②委員会等計(回)	123	132	140	104	111	124
③(①+②)	143	153	161	123	129	147
全道平均(回)	69.9	68.9	68.5	67.7	65.1	66.5
全国平均(回)	44.7	48.4	54.6	55.0	54.4	53.6

## 議員報酬算出シミュレーション ①

### 1 全国町村議会議長会モデル標準額(全国町村議会議長会政策審議会「議員報酬のあり方について」1978)

区 分	算 出 式			④年額報酬 (③×12) (円)	⑤現行議員等報酬(円)	
	①首長報酬月額 (円)	②標準率 (上段:上限/下段:下限)	③標準額(円) (上段:上限/下段:下限)		月 額	年 額
議 長	772,000	54/100	416,880	5,002,560	306,000	4,926,600
		40/100	308,800	3,705,600		
副議長	772,000	37/100	285,640	3,427,680	244,000	3,928,400
		33/100	254,760	3,057,120		
議 員	772,000	31/100	239,320	2,871,840	204,000	3,284,400
		30/100	231,600	2,779,200		

※ ①及び⑤は令和4年1月1日現在

## 議員報酬算出シミュレーション ②

### 2 比較方式(「町村議会実態調査結果の概要(全道町村議会議長会発行)」引用)

区 分	平成30年7月1日現在		令和元年7月1日現在		令和2年7月1日現在				現行議員等報酬(円)	
	平均報酬月額 (円)	議員報酬 との比較	平均報酬月額 (円)	議員報酬 との比較	平均報酬月額 (円)	議員報酬 との比較	平均報酬月額 (円)	議員報酬 との比較	月 額	議員報酬 との比較
議 長	265,821.9	1.48	268,742.1	1.47	267,737.5	1.47	298,200	1.46	306,000	1.500
副議長	212,511.3	1.18	214,990.4	1.18	214,156.6	1.18	238,900	1.16	244,000	1.196
議 員	179,556.7	1.00	181,810.1	1.00	181,086.5	1.00	204,215	1.00	204,000	1.000
常任委員長	193,242.6	1.10	195,576.0	1.07	194,799.3	1.07	217,965	1.06	224,000	1.098
(参 考) 町村長給料	724,662.5	4.03	729,772.9	4.01	728,788.5	4.02	792,300	3.87	772,000	3.78

※ 「令和2年7月1日現在」の右列は「人口区分D(15,000人以上19,999人以下/10町)」抜粋

### 議員報酬算出シミュレーション ③

#### 2 原価方式(議会・議員活動量を基礎として首長と比較し算定する方式)

##### (1) 公務(議会・議員活動)

(単位/時間:分)

	本会議	協議会	予算決算 委員会	特 別 委員会	合 同 委員会	議会運営 委員会	常任委員会					研 修	その他	合 計
							総 務	厚 生	経 済	総務経済	厚生文教			
H24	56:43	34:22	0	0:06	6:52	74:39	37:25	52:11	42:56	-	-	30:00	44:51	249:45
H25	40:47	23:36	19:34	41:56	4:34	67:36	47:28	41:50	44:36	-	-	18:43	63:39	287:01
H24+H25の年間平均公務時間数(7.75時間/日換算) (249:45+287:01)÷2=268:23							① 34日4時間53分 (268時間23分)							
R 1	55:11	7:44	31:00	-	13:06	42:02	-	-	-	32:06	47:49	-	-	171:01
R 2	88:27	21:07	33:50	-	11:03	57:25	-	-	-	51:17	37:24	-	-	229:52
R1+R2の年間平均公務時間数(7.75時間/日換算) (171:01+229:52)÷2=200:26							② 25日6時間38分 (200時間26分)							
③(②と①の比較)		② 25日6時間38分 (200時間26分)		① 34日4時間53分 (268時間23分)		②÷①=0.746								



(2) 公務外（議会・議員活動）

	本会議	協議会	予算決算 委員会	委員会	議会運営 委員会	議員会等	要望聴取	情報収集	ミーティング 等	視察対応	研修等	行事等	合計
H24	156:30	13:36	61:00	37:48	9:45	17:30	41:42	25:12	-	-	-	-	362:45
H25	171:45	39:12	51:53	80:08	18:00	44:04	49:00	36:34	-	-	-	-	490:36
H24+H25の年間平均公務外時間数(7.75時間/日換算) (362:45+490:36)÷2=426:41								① 55日22分 (426時間41分)					
	本会議	協議会	予算決算 委員会	委員会	議会運営 委員会	議員会等	要望聴取	情報収集	ミーティング 等	視察対応	研修等	行事等	合計
R 1	-	-	-	-	-	-	-	-	66:43	26:26	31:03	83:26	194:27
R 2	-	-	-	-	-	-	-	-	45:14	4:30	1:33	14:57	62:53
R1+R2の年間平均公務外時間数(7.75時間/日換算) (194:27+62:53)÷2=128:40								② 16日4時間37分 (128時間40分)					
③(②と①の比較)		② 16日4時間37分 (128時間40分)			① 55日22分 (426時間41分)			②÷①=0.301					

(3) 首長との比較

NO	設定条件	① 町長報酬月額 (円)	② 町長活動日数 (日)	③ 議員活動量(日) (全議員の平均日数)	④ 議員活動比率 (③÷②)	⑤ 議員報酬月額(円) (①×④)	⑥ 期末手当(円) (4.1月換算)	⑦ 議員報酬年額(円) (⑤+⑥)
1	議員活動量 (R1/R2) (公務・公務外平均計)	772,000	330	41	0.124	96,000	393,600	1,545,600
2	議員活動量 (R1/R2平均) (公務のみ)	772,000	330	25	0.075	58,000	237,800	933,800
3	議員活動量 (H24・25) (公務・公務外平均計)	772,000	330	89	0.269	208,000	852,800	3,348,800
5	前回答申時積算 (H24・25) (公務・公務外平均計)	787,000	330	89	0.269	204,000	836,400	3,284,400

議員報酬シミュレーションシステム(全国町村議会議長会 令和4年度第1版)

R1実績	議員報酬シミュレーション(全国町村議会議長会版)				現行	差額
	首長給料	議会・議員活動日数	首長職務日数	議員報酬月額	議員報酬月額	議員報酬月額
議長	772,000 円 ×	138 日 /	305 日 =	350,000 円	306,000 円	-44,000 円
副議長	772,000 円 ×	106 日 /	305 日 =	269,000 円	244,000 円	-25,000 円
委員長	772,000 円 ×	91 日 /	305 日 =	231,000 円	224,000 円	-7,000 円
副委員長	772,000 円 ×	86 日 /	305 日 =	218,000 円	204,000 円	-14,000 円
議員(11)	772,000 円 ×	69 日 /	305 日 =	175,000 円	204,000 円	29,000 円
議員(8)	772,000 円 ×	66 日 /	305 日 =	168,000 円	204,000 円	36,000 円

※コロナ直前の令和元年実績により算出

※事務局で把握している会議・行事等の日数に、議員個人の日常活動(不明)を33日として設定

※千円未満切り上げ

## 定数と議員報酬の検討手法・課題について

### 1 検討期間・手法・機能

- ・検討期間 令和3年6月～同4年7月
- ・検討手法 議長からの諮問による答申形式
- ・検討機能
  - 議会運営委員会 ～ 2回/月 議会運営委員会ミーティング ～ 適宜開催
  - 全員協議会（分科会） ～ 1回/月
  - 議会改革諮問会議（民間委員5名構成） ～ 2か月に1回

### 2 検討機能の役割

- ・議会運営委員会 人数や金額について具体的な結論を導く。
- ・議会改革諮問会議 議会活動や議員活動のあり方について、指摘や提言をする。
- ・特記事項 特別職報酬等審議会への諮問はしない（平成26年度以降）。

### 3 検討手順

- ・全員協議会
  - 議会運営委員会の案を全体で共有し、分科会で協議・議論する。さらに、その結果を再度議会運営委員会で整理し案を確定する。
- ・議会改革諮問会議
  - 専門知識を学び議論に反映するため、芽室町議会サポーターの研修を受講（第2回会議）したり、議会サポーターがアドバイザーとして会議に参加したり、委員が答申を整理するプロセスとして、直接、専門家と接し意見・質疑に対応する手法を採用。

### 4 課題

- ・検討期間
  - 2年前もしくは1年半前からの調査・協議・議論の期間確保が必要。
- ・準備期間
  - 統一地方選挙の1年前に結論を出すことを目標にすると、改選翌年からの事務が妥当。
- ・住民参加の手法
  - 議会改革諮問会議、議会モニターなど、一定の基礎情報を会得し専門知識を学びながら検討・協議を深める参加手法や、議会だよりやホームページなどで随時検討概要を公表して意見を募る参加手法が想定される。漠然と広く町民に意見を募る公開討論会の手法は一考を要する。